

復 興 整 備 計 画
(第 1 1 回変更)

山 元 町 ・ 宮 城 県

平成31年4月2日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第４６条第２項第１号関係）
山元町の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり）
2 復興整備計画の目標（法第４６条第２項第２号関係）
災害に強いまちづくりを目指すとともに、今後の人口減少、少子高齢化などを踏まえ、若者からお年寄りまですべての世代が便利で快適に暮らせるようなコンパクトなまちづくりを目指す。 また、山元町の恵まれた豊かな自然環境を保全し、誰もが住みたくするような環境を次世代に継承する。 農業等の産業については、生産性向上のための集約化を図る。
3 土地利用方針（法第４６条第２項第３号関係）
(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 災害に強い地域づくりの観点から、移設するＪＲ常磐線と国道６号を軸として市街地を集約する。 県道相馬亘理線と国道６号の間の中央平野部で、生産性の高い農地利用を図る。 県道相馬亘理線東側の沿岸部は防災緑地ゾーンとし、防潮堤、防災緑地を設置し、津波の緩衝地帯とする。 (2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図および復興整備事業総括図参照） ①新居住用地 ・国道６号沿いに、沿岸部の町民の移転を促し、住宅団地（新居住用地）の整備を図る。 ・移設するＪＲ常磐線の新山下駅及び新坂元駅の周辺については、農業系用地との調整を図りつつ、災害公営住宅や生活利便機能が確保された住宅団地（新居住用地）を整備し、駅を核とした安全な拠点の形成を図る。 ②農業系用地・産業系用地 ・中央平野部は、水田やいちご畑の農地ゾーンとし、ストロベリーライン沿いは施設園芸エリアとして形成する。 ・山元インターチェンジ周辺は、被災者の雇用を図るとともに町の産業を早期に再生するため、農業系用地との調整を図りつつ広域交通網を活用し産業系用地の確保を検討する。 ③防災緑地ゾーン ・海岸から約２００ｍの範囲には、防波堤・防潮堤及び防潮林等から成る防災緑地を整備する。 ・住宅の新築や増改築を禁止し、防災集団移転促進事業により住宅の移転を促す。 ・農地の復旧と併せて、移転した宅地の跡地についての農地利用を図る。 ④その他 ・ＪＲ常磐線は津波被害の小さかった国道６号側へ移設し、まちづくりと併せた整備に向けて調整する。 ・新旧市街地間を結ぶ新たな道路を整備し、円滑な移動を確保する。 (3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺１/２５,０００以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）		
事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	D-1	事業名称：山元町地区防災集団移転促進事業（新山下駅周辺地区） 実施主体：山元町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成31年度 集団促進事業に関する事項：別添の「山元町防災集団移転促進事業計画書」（別記様式）のとおり
	D-2	事業名称：山元町地区防災集団移転促進事業（宮城病院周辺地区） 実施主体：山元町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成31年度 集団促進事業に関する事項：別添の「山元町防災集団移転促進事業計画書」（別記様式）のとおり
	D-3	事業名称：山元町地区防災集団移転促進事業（新坂元駅周辺地区） 実施主体：山元町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成31年度 集団促進事業に関する事項：別添の「山元町防災集団移転促進事業計画書」（別記様式）のとおり
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	F-1	事業名称：新山下駅周辺地区津波復興拠点整備事業 実施主体：山元町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成29年度
	F-2	事業名称：新坂元駅周辺地区津波復興拠点整備事業 実施主体：山元町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成29年度

(6)都市施設の整備に関する事業	F－3	事業名称：常磐線被災鉄道移設事業 実施主体：東日本旅客鉄道株式会社 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成29年度 特定環境影響評価：法第72条に基づく特定評価書作成済み
(7)津波防護施設の整備に関する事業	G－1	事業名称：主要地方道相馬亘理線道路事業 実施主体：宮城県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成32年度
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液化化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	M－1	事業名称：山下地区（第1期）災害公営住宅整備事業 実施主体：山元町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成24年度
	M－2	事業名称：山下地区（第2期）災害公営住宅整備事業 実施主体：山元町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度
	M－3	事業名称：宮城病院周辺地区災害公営住宅整備事業 実施主体：山元町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度
	M－4	事業名称：坂元地区（第2期）災害公営住宅整備事業 実施主体：山元町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度

(13) その他施設の整備に関する事業	M-6	事業名称：坂元地区（第1期）災害公営住宅整備事業 実施主体：山元町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成28年度
	N-1	事業名称：山下駅前線道路事業 実施主体：宮城県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成32年度

5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）	
平成23年度から平成32年度まで	
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）	

4－① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整 理 番 号	事 業 区 分	図 面 記 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 別	変更等する部分の 面積(ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
1	集団移転促進事業	D－1	都市計画（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）【山元町決定】	変更		0.8ha	
2	都市施設の整備に関する事業	F－1					
3	その他施設の整備に関する事業	M－1		決定	38.2ha		
4	その他施設の整備に関する事業	M－2					
5	集団移転促進事業	D－3	都市計画（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）【山元町決定】	変更	0.1ha		

6	都市施設の整備に関する事業	F－2		変更	0.1ha		
7	その他施設の整備に関する事業	M－4		決定	9.6ha		
8	都市施設の整備に関する事業	F－3	都市計画（都市高速鉄道）【宮城県決定】	決定	12.01km		※決定する路線名 1 東日本旅客鉄道株式会社常磐線★ （★は国土交通大臣の同意が必要なもの）
			土地利用基本計画の森林地域	変更		5.15ha	
			地域森林計画区域	変更		5.15ha	
9	集団移転促進事業	D－2	都市計画（下水道）【山元町決定】	変更	8.1ha		
10	その他施設の整備に関する事業	M－3					

- （注） 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面番号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図 面 記 号	農 地 法 (大臣)	都市計画法			農地法 (知事)	農振法	森林法		自然公園法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1 項・第5条 第1項の農 地転用許可	第29条第 1項・第 2項の開 発許可	第43条第 1項の建 築許可	第59条第1 項から第4 項までの都 市計画事業 の認可等	第4条第 1項・第 5条第1 項の農地 転用許可	第15条の 2の開発 許可	第10条の 2第1項 の開発許可	第34条第 1項・第 2項の許可	第20条第3 項の許可・ 第33条第1 項の届出	法第39条 第1項の許可	第37条第 1項の許可等
1	その他施設の整備に関する事業	M-1	○										
			○										
2	その他施設の整備に関する事業	M-2	⊖										
3	その他施設の整備に関する事業	M-3		○									
4	その他施設の整備に関する事業	M-4	⊖										
5	その他施設の整備に関する事業	M-6		○									

6	都市施設の整備 に関する事業	F－1											
7	都市施設の整備 に関する事業	F－2											
8	都市施設の整備 に関する事業	F－3											
9	集団移転促進事 業	D－1											
10	集団移転促進事 業	D－2		○									
11	集団移転促進事 業	D－3											

- (注) 1 本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣）」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第 9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

宮城県山元町 土地利用構想図



※県道相馬亘理線のルートについては関係機関と調整中

宮城県山元町
復興整備事業総括図(1/2)



 	復興整備計画区域
 	復興整備事業区域
 	災害公営住宅整備事業
 	防災集団移転促進事業
 	津波復興拠点整備事業
 	災害公営住宅整備事業・ 防災集団移転促進事業 重複区域
 	津波復興整備事業・ 防災集団移転促進事業 重複区域
 	被災鉄道移設事業
 	移転対象区域
 	行政区域

 第11回変更箇所

凡 例	
	都市計画区域
	都市計画道路
	4.4.1牛橋公園
	仙台湾沿岸自然環境保全地域
	深山緑地環境保全地域

G-1

名 称	主要地方道相馬亘理線道路事業
面積等	山寺工区 約7.4km 坂元工区 約3.8km

N-1

名 称	山下駅前線道路事業
面積等	約2.2km

D-1

名 称	新山下駅周辺地区防災集団移転促進事業
面積等	約5.7ha (約9.7ha M-2、F-1重複を含む)

F-1

名 称	新山下駅周辺地区津波復興拠点整備事業
面積等	約19.2ha

M-2

名 称	山下地区(第2期)災害公営住宅整備事業
面積等	約7.8ha

M-1

名 称	山下地区(第1期)災害公営住宅整備事業
面積等	約2.4ha

D-2

名 称	宮城病院周辺地区防災集団移転促進事業
面積等	約5.6ha (約6.7ha M-3重複を含む)

M-3

名 称	宮城病院周辺地区災害公営住宅整備事業
面積等	約3.7ha

F-3

名 称	常磐線被災鉄道移設事業
面積等	約12.01km

移転元	防災集団移転促進事業の対象区域
面積等	約106ha

1 : 25,000
0 500 1000m

宮城県山元町
復興整備事業総括図(2/2)



M-3
名 称 宮城病院周辺地区災害公営住宅整備事業
面積等 約3.7ha

移転元 防災集団移転促進事業の対象区域
面積等 約106ha

F-3
名 称 常磐線被災鉄道移設事業
面積等 約12.01km

D-2
名 称 宮城病院周辺地区防災集団移転促進事業
面積等 約5.6ha
(約6.7ha M-3重複を含む)

M-6
名 称 坂元地区(第1期)災害公営住宅整備事業
面積等 約0.5ha

F-2
名 称 新坂元駅周辺地区津波復興拠点整備事業
面積等 約7.9ha

M-4
名 称 坂元地区(第2期)災害公営住宅整備事業
面積等 約1.7ha

D-3
名 称 新坂元駅周辺地区防災集団移転促進事業
面積等 1ha
(約2.4ha M-4、F-2重複を含む)

G-1
名 称 主要地方道相馬亘理線道路事業
面積等 山寺工区 約7.4km 坂元工区 約3.8km

	復興整備計画区域
	復興整備事業区域
	災害公営住宅整備事業
	防災集団移転促進事業
	津波復興拠点整備事業
	災害公営住宅整備事業・ 防災集団移転促進事業 重複区域
	津波復興拠点整備事業・ 防災集団移転促進事業 重複区域
	被災鉄道移設事業
	移転対象区域
	行政区域

第11回変更箇所

凡 例	
	都市計画区域
	都市計画道路
	4.4.1牛橋公園
	仙台湾西側自然環境保全地域
	摩山緑地環境保全地域

